

# 意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領

制定 令和元年9月2日付け林業第1008号  
改正 令和3年3月24日付け林業第2118号  
改正 令和7年1月21日付け林業第2531号

## 第1 趣旨

この要領は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第2条第5項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する林業経営者において、法第36条第2項の要件に適合する林業経営者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）を決定するため、佐賀県（以下「県」という。）における適合基準や公募・公表等の必要な事項を定めるものである。

## 第2 関係規程

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表に当たっては、法及び森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）及び森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

## 第3 定義

- (1) 本要領の対象とする「林業経営者」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない。
- (2) 本要領の対象とする「意欲と能力のある林業経営者」とは、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有するとともに、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有した林業経営者をいう。

## 第4 公募の実施

知事は、法第36条第1項の規定による公募を毎年度3回実施するものとし、応募期間は次のとおりとする。ただし、令和元年度に応募にあつては、9月17日から10月18日、1月4日から1月31日の期間とし、2回実施するものとする。

第1回公募	4月1日～4月30日
第2回公募	8月1日～8月31日
第3回公募	1月4日～1月31日

## 第5 適合基準

運用通知第13の4の規定に準じ、県が定める「意欲と能力のある林業経営者」の適合

基準は、次に掲げる（１）から（４）のとおりとする。

- （１）「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）の登録者であること。
- （２）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者等でないこと。
- （３）第 16 の規定により公表の取り消しがあった者については、取り消された日から 1 年間を経過していること。ただし、取り消された事由が適切に改善され、又は対策が講じられていると認められる場合にあっては、この限りではない。
- （４）別表に掲げる①から⑩の基準を全て満たしていること。

## 第 6 応募申請

（１）法第 36 条第 2 項の規定による公表を希望する林業経営者（以下「応募者」という。）は、第 4 に規定する各応募期間において、次に掲げる①から⑮を記載した様式第 1 - 1 号及び様式第 1 - 2 号を知事に提出するものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域
- ③ 雇用の状況
- ④ 技術者・技能者の数
- ⑤ 林業機械の保有状況
- ⑥ 事業量等（素材生産、造林事業等の実績及び 5 年後の目標等）
- ⑦ 生産管理の取組、原木の安定供給・流通合理化等
- ⑧ 主伐後の再造林の確保
- ⑨ 造林・保育の省力化・低コスト化
- ⑩ 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- ⑪ 雇用管理の改善、労働安全対策
- ⑫ コンプライアンスの確保
- ⑬ 常勤役員の設置
- ⑭ 地域への貢献、表彰実績、経営の健全性に関する取組等
- ⑮ 経理状況

（２）前項の申請書には、次に掲げる①から⑪の書類を添付するものとする。ただし、応募者が、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 第 1 項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）、林業経営体の育成について（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づいて選定を受けた林業経営体（以下「育成経営体」という。）、林業経営体に関する情報の登録・公表について（平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知）に基づく林業経営体名簿に登録の林業経営体にあつては、各認定等申請において既に提出があつている書類については添付を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票

- ② 納税証明書
  - ③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
  - ④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
  - ⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、その写し
  - ⑥ 直近3箇年の貸借対照表及び損益計算書、又は青色申告決算書等の写し
  - ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
  - ⑧ 行動規範等を作成している場合にあっては、その写し
  - ⑨ 中小企業診断士等による経営診断を受けている場合にあっては、その写し
  - ⑩ 地域への貢献、表彰実績、経営の健全性に関する取組等が確認できる書類
  - ⑪ その他知事が必要とする書類
- (3) 知事は、必要に応じ応募者に対して、情報提供を求めることができるものとし、応募者は速やかに対応しなければならない。

## 第7 適合審査及び公表すべき林業経営者の決定

- (1) 知事は、第6の規定による応募申請があったときは、第5で定める適合基準により審査し、当該基準を満たすと認められるときは、「意欲と能力のある林業経営者」として公表することを決定するとともに、様式第2-1号により応募者に通知するものとする。
- (2) 知事は、第9の規定による推薦があったときは、市町からの推薦理由等を考慮した上で、審査を行うものとする。
- (3) 知事は、(1)の審査の結果、適合基準を満たさないと判断したときは、様式第2-2号によりその旨を応募者に通知するものとする。

## 第8 応募者名簿の整理

知事は、第6の規定による応募申請があったときは、応募者名簿（様式第3号）を整理し、応募者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町ごとに、当該市町に提示するものとする。

## 第9 市町からの推薦

市町長は、第8の規定により県から提示のあった応募者の中から法第36条第2項の要件を踏まえた上で、県が公表すべき林業経営者としてふさわしい者を推薦することができるものとする。この場合において、市町長は提示があった日から10日以内に様式第4号により知事に推薦しなければならない。

## 第10 公表の内容と方法、時期

- (1) 知事は、第7の規定により意欲と能力のある林業経営者を決定したときは、次に掲げる内容を整理して、県の公式ホームページで公表するものとする。

- ①公表番号、②林業経営者名、③代表者名、④事務所の所在地、⑤公表年月日、⑥公表期間、⑦経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域 等

なお、登録の更新を行った場合は、①公表番号はそのまま引き継ぐものとし、⑤公表年月日の下段に更新年月日を記載する。

(2)公表の時期は、公表の決定通知があった日からおおむね2週間程度を目安とする。

## 第11 林業経営体名簿への登録等

第10の規定により公表された林業経営者(以下「公表経営者」という。)については、知事が別に定める林業経営体名簿に登録し、当該名簿を公表するものとする。なお、公表経営者が既に同名簿に登録されているときは、登録情報を必要に応じて更新するものとする。

## 第12 変更申請等

- (1)公表経営者は、応募申請書において記載した内容に変更があったとき又は変更したいときは、様式第5-1号により知事に変更申請書を提出することができるものとする。なお、基本情報(主たる事業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等)の変更(以下「軽微な変更」という。)については、様式第5-2号により届出るものとする。
- (2)知事は、前項の変更申請書が提出されたときは、第5の審査基準に照らし、適切と判断される場合は、これを承認し、様式第6-1号により当該林業経営者に通知するとともに、第10の公表の内容及び林業経営体名簿の情報を更新するものとする。なお、軽微な変更にあつては、変更届出書の内容をもって更新を行うものとする。
- (3)知事は、前項において、変更内容が適切ではないと判断した場合には、様式第6-2号によりその旨を当該公表経営者に通知するものとする。

## 第13 実施状況報告

- (1)公表経営者は、様式第7号により事業実施の翌年から公表の有効期間内、毎年度事業終了後、3箇月以内に知事に実施状況を報告するものとする。ただし、認定事業主にあつては「改善措置実施状況報告」をもって、育成経営体にあつては「実施状況報告」をもって、当該報告に代えることができるものとするが、応募申請において今後取り組むとした事項がある公表経営者にあつては、その取組が実施されるまでの間は、当該報告を行わなければならない。
- (2)知事は、前項のただし書きにかかわらず、必要に応じ公表経営者に対して実施状況の確認又は報告を求めることができるものとし、公表経営者は速やかに対応しなければならない。

## 第14 実施結果報告

公表経営者は、様式第8号により応募申請(変更含む。)に掲げた目標や取組等について、公表の有効期間が終了したときは、その結果を3箇月以内に知事に報告するものと

する。

## 第15 改善措置

公表経営者は、次のいずれかに該当するときは、改善措置等を速やかに講じなければならない。

- ① 目標とする素材生産の生産量又は生産性に対する進捗状況が低調な状態のとき  
※「進捗状況が低調な状態のとき」とは、公表経営者となった年の翌年度から起算して3年目の実施状況において進捗率が50%に満たないときをいう。
- ② 今後取り組むとしていた事項において予定時期までに実施できていないとき  
※「予定時期までに実施できていない」とは、応募申請において今後取り組むとしていた事項が、第5の適合基準の別表に定める時期までに当該取組が実施できていないときをいう。

## 第16 公表の取消し

(1) 知事は、公表経営者が次のいずれかに該当するときは、公表を取り消すことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、公表経営者の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除く。

- ① 第5の適合基準を満たさないと認められるとき
- ② 第15の改善措置が実施されていないと認められるとき
- ③ 公表経営者が消滅又は解散等が確認されたとき
- ④ 公表経営者から取消しの申し出があったとき
- ⑤ 応募申請又は変更申請(届)において虚偽の内容を記載し、又は偽りの証明書等であることが確認されたとき
- ⑥ 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- ⑦ 業務に関連して法令に違反し、重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が実施されていないとき
- ⑧ その他知事が必要とするとき

(2) 知事は、前項の①から②、④から⑧により公表の取消しを行った場合には、様式第9号によりその旨を当該林業経営体に通知するものとする。

## 第17 公表の有効期間及び更新

(1) 公表の有効期間は、第5の(4)別表に掲げる①において素材生産量又は生産性の目標を置いた事業年度の末日までとする。

※「目標を置いた事業年度」とは、応募申請した年の翌年度から起算して5年目をいう。

(2) 公表経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第6及び第7の規定を準用する。

(3) 前項の規定による登録の更新は、有効期間が満了する日の30日前までに申請を

するものとし、その更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。(有効期間満了日の30日前が休日・祝祭日の場合は、翌業務日(平日)までに申請するものとする。)

## **第18 書類の経由**

書類の提出に当たっては、林業経営者の事務所を管轄する農林事務所を経由して提出するものとする。

## **附則**

この要領は、令和元年9月2日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年1月21日から施行する。

別表（第5の（4）関係の基準）

番号	項目	基準	適用	
			素材生産	造林保育
①	素材生産の生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していることとし、次によるものとする。なお、素材生産量には、他社への請負により生産した木材も含むものとする。</p> <p>ア 林業経営者の事業主自身又は直接雇用する現場作業職員による施業（以下「直営施業」という。）により素材生産を実施している場合にあつては、素材生産量又は生産性が5年後におおむね2割以上、現状から増加又は向上させる目標を有していること。ただし、現状において素材生産量 5,000 m<sup>3</sup>/年、間伐生産性 8 m<sup>3</sup>/人日、主伐生産性 11 m<sup>3</sup>/人日に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。</p> <p>イ 専ら他者への請負により素材生産を実施している場合にあつては、他者への請負を含めた素材生産量について、5年後におおむね2割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において 5,000 m<sup>3</sup>/年に達している場合は、現状以上となる目標を有していること。また、生産性については、5年後におおむね2割以上、現状から向上させる目標を有している林業経営者へ請負わせていること。ただし、間伐生産性 8 m<sup>3</sup>/人日、主伐生産性 11 m<sup>3</sup>/人日に達している場合は、現状以上の目標を有している林業経営者とする。</p>	○	
②	生産管理及び流通合理化等	<p>（1）生産管理（作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は1年以内に取り組むことが確実に見込まれることとし、次によるものとする。</p> <p>ア 直営施業により素材生産を実施する場合にあつては、適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>イ 他者への請負により素材生産を実施する場合にあつては、生産管理に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。</p>	○	

		<p>(2) 原木の安定供給・流通合理化等（製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組）に取り組んでいること又は1年以内に取り組むことが確実に見込まれること。</p>		
③	主伐後の再造林の確保	<p>(1) 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制（主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制又は連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制。以下同じ。）を有していること又は1年以内に一体的に実施する体制を確保することが確実に見込まれること。</p> <p>(2) 主伐後の適切な更新に取り組んでいること又は1年以内に取り組むことが確実に見込まれることとし、次によるものとする。</p> <p>ア 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後に適切な更新を行うこと。</p> <p>イ 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	○	
④	造林・保育の省力化・低コスト化	<p>(1) 直営施業により造林・保育を実施する場合には、造林・保育の省力化・低コスト化（伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略等の効率的かつ安定的な林業経営に資する取組。以下同じ。）に取り組んでいること又は1年以内に取り組むことが確実に見込まれること。</p> <p>(2) 他者への請負により造林・保育を実施する場合には、造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。</p>	○	○
⑤	生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>(1) 素材生産又は造林・保育の事業実績を3年以上有していること。ただし、新規に設立・参入した林業経営者については、当該林業経営者に所属する現場作業職員による当該林業経営者設立等以前の現場作業従事実績が3年以上ある場合は、本基準に当てはめることができるものとする。</p> <p>(2) 目標とする素材生産量と造林・保育事業量に必要な実行体制（現場作業職員、林業機械等）を有している</p>	○	○

		<p>こと又は1年以内に必要な実行体制を確保することが確実に見込まれること。なお、直営施業の実行体制がない場合や直営施業だけでは目標とする事業量を実行できない場合には、他社への請負により実施するなどの連携体制を確保すること。</p>		
⑥	伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採・造林に関する行動規範（伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営者が守るべき行動規範のことをいう。）の策定等を行っていること又は1年以内に策定することが確実に見込まれること。なお、行動規範には、林業経営者が自ら策定するもののほか、所属する業界団体等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含むものとする。</p>	○	○
⑦	雇用管理の改善と労働安全対策	<p>（1）直営施業により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営者にとっては、林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準じる取組（雇用管理の改善においては、現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職職金共済への加入等の福利厚生等の充実等の取組。労働安全対策においては、リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の取組。）に取り組むとともに、次のア～ウを全て満たしていること。</p> <p>ア 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>イ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条による届出を行っていること。</p> <p>なお、1年以内に上記の取組等が確実に見込まれる場合においては、本基準を満たしているものとする。</p> <p>（2）他者への請負により素材生産又は造林・保育を実施する林業経営者にとっては、（1）の雇用管理の改善及び労働安全対策に取り組んでいる林業経営者へ請負わせていること。</p>	○	○

⑧	コンプライアンスの確保	<p>(1) 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 業務に関連して法令に違反し、代表者や役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>ウ 国・県・市町から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>エ 行動規範又はガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>オ その他森林の経営管理を適切に実施することができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>(2) 役職員に対してコンプライアンス教育を実施していること。</p>	○	○
⑨	常勤役員の設置	<p>法人にあっては、常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人においては、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時まで設置することが確実に見込まれる場合には本基準を満たしているものとする。また、常勤の職員が役員を兼務している場合(この場合において、役員としての常勤、非常勤の別は問わない)にあっては、常勤の役員が設置されているものとして取り扱うものとする。</p>	○	○
⑩	経理状況	<p>森林の経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められることとし、次によるものとする。</p> <p>(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。なお、「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <p>ア 法人にあっては、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満(債務超過)でないこと及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスの状態になっていないこと。</p> <p>イ 個人にあっては、直近の事業年度の資産状況におい</p>	○	○

		<p>て負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとはなっていないこと。</p> <p>ウ 上記ア、イの基準を満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士等による経営診断を行った上で、今後、健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p> <p>(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>		
--	--	---	--	--

## 様式関係

- ① 様式第1-1号(第6の(1)関係) 応募申請書
- ② 様式第1-2号(第6の(1)関係) 林業経営者情報
- ③ 様式第2-1号(第7の(1)関係) 公表決定通知書
- ④ 様式第2-2号(第7の(3)関係) 非公表決定通知書
- ⑤ 様式第3号(第8関係) 応募者名簿
- ⑥ 様式第4号(第9関係) 市町推薦書
- ⑦ 様式第5-1号(第12の(1)関係) 変更申請書
- ⑧ 様式第5-2号(第12の(1)関係) 変更届出書
- ⑨ 様式第6-1号(第12の(2)関係) 変更承認通知書
- ⑩ 様式第6-2号(第12の(3)関係) 変更不承認通知書
- ⑪ 様式第7号(第13関係) 実施状況報告書
- ⑫ 様式第8号(第14関係) 実施結果報告書
- ⑬ 様式第9号(第16関係) 取消通知書

(様式第 1 - 1 号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る応募申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

商号又は名称  
代表者氏名

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 6 の規定に基づき、申請します。  
なお、申請書類に記載した内容は、事実と相違ありません。

1 基本情報

(1)	主たる事務所の所在地		
(2)	(ふりがな) 商号又は名称		
(3)	(ふりがな) 代表者の役職名、氏名		
(4)	郵便番号	〒 ー	
(5)	電話番号		
(6)	FAX番号		
(7)	メールアドレス		
(8)	営業組織	森林組合・会社・協同組合・個人・その他	
(9)	営業内容	素材生産・造林保育・その他	
(10)	設立年月日	年 月 日	
(11)	営業年数	年	
(12)	木材業登録	登録番号	第 号
(13)	認定事業主	認定年月日	年 月 日
	育成経営体	選定年月日	年 月 日
	登録経営体	登録年月日	年 月 日

2 経営管理実施権配分計画が定められる場合に「経営管理実施権」の設定を受けることを希望する区域（市町単位）

--

(注) 要領第 6 の (2) に規定する書類及び別紙誓約書を添付すること。

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

(氏名は本人が自署すること)

生年月日 年 月 日

## 林業経営者に関する情報

### 1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に關する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
( 人 )	( 人 )			人	%	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)	人
( 人 )	人

※ 「職員数のうち常用」とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4箇月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 「退職金共済等」には、中小企業退職金共済制度のほか、自社の退職金制度等も含めて記載すること。

※ 「雇用管理者」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

※ 「雇用に關する文書」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

### 2. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数														
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレストマ ネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道 設オペレー ター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター (森林総合監 理士)	人	人	人	人	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

※ 「フォレストワーカー」（林業作業士）、「フォレストリーダー」（現場管理責任者）、「フォレストマネージャー」（統括現場管理責任者）とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

※ 「森林作業道設オペレーター」とは、森林作業道設オペレーター養成のための研修を受講する者として、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

※ 「森林施業プランナー」とは、森林施業プランナー育成のための研修を受講する者として、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業取次を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

※ 「技術士」とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

※ 「技能士」とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。

※ 「林業技士」とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

※ 「フォレスター」（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

### 3. 林業機械の保有状況

現状【申請時】							
グループ	プロセッサ	ハーベスタ	フォワードダ	スイングヤードダ	タワヤーダ	フェラーバンチャ	スキッドダ
台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標

台	台	台	台	台	台	台	台
---	---	---	---	---	---	---	---

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこと。

### 4. 事業量等

区分	実績【事業期間 年 月 日～年 月 日】						事業区域	左記以外の林業の事業量	素材生産の場 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林事業等の 請負がある場合 は、主な業者 名を記載
	素材生産事業			造林事業						
	主伐	間伐		植付 (ha)	下刈 (ha)	その他 (ha)				
直営	面積 (ha)	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)					
請負										
計										

区分	5年後の目標【事業期間 年 月 日～年 月 日】						事業区域	左記以外の林業の事業量	素材生産の場 負がある場合 は、主な業者 名を記載	造林事業等の 請負がある場合 は、主な業者 名を記載
	素材生産事業			造林事業						
	主伐	間伐		植付 (ha)	下刈 (ha)	その他 (ha)				
直営	面積 (ha)	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)					
請負										
計										

※事業実績の事業期間は、応募申請をしようとする年の前年とすること。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう。（以下「直営事業」という。）

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営事業により実施したものについて記載すること。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。  
※「左記以外の林業の事業量」には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

### 5. 生産管理の取組

- 取り組んでいる  今後取り組む
- 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し
  - 作業システムの改善
  - その他 (  )

※上記4で、主伐又は間伐の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 7. 主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

- 有している  今後確保する
- 主伐と再造林の両方を直営事業又は他者への請負により実施する体制
  - 連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称:  )

※上記4で、主伐及び植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後確保する」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- 取り組んでいる  今後取り組む
- 伐採と造林の一貫作業システムの導入
  - コンテナ苗の使用
  - 低密度植栽
  - 下刈りの省略
  - その他 (  )

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 6. 原木の安定供給・流通合理化等

- 取り組んでいる  今後取り組む
- 製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名:  )
  - 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名:  )
  - その他 (  )

※生産した木材を自ら販売している (今後販売する) 場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

(2)適切な更新

- 取り組んでいる  今後取り組む
- 自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新の実施
  - 他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

※上記4で、主伐及び植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- 策定・遵守済  策定・遵守予定
- 経営者独自の行動規範の策定
  - 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体:  )
  - 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体:  )
  - その他 (  )

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「策定・遵守予定」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 10. 雇用管理の改善

- 取り組んでいる  今後取り組む
- ・ 現場作業員の常用化
  - ・ 現場作業職員への月給制の導入
  - ・ 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
  - ・ 現場作業職員の社会保険（雇用・健康・厚生年金）への加入
  - ・ 現場作業職員の退職金共済等への加入
  - ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組み」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 11. 労働安全対策

- 取り組んでいる  今後取り組む
- ・ リスクアセスメント
  - ・ 防護具等の着用の徹底
  - ・ 作業現場の安全巡回
  - ・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導
  - ・ 現場作業職員等への安全衛生教育
  - ・ 労災保険への加入（一人親方の特別加入を含む）
  - ・ その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組み」にチェックした場合、1年以内に確実な実施が見込めることが条件。

### 12. コンプライアンスの確保

- 該当有  該当無
- ・ 業務に関連して法令に違反していない（軽微な場合を除く）

再発防止に向けた取組

※重大・悪質な法令違反があった場合は、再発防止に向けた取組内容を記載。

- 該当有  該当無
- ・ 国、県、市町から入札参加資格の指名停止を受けていない
  - ・ 行動規範又はガイドライン等に違反していない
  - ・ 役員に対してコンプライアンス教育を実施している

※該当する項目にチェック。

### 13. 常勤役員の設置（※法人の場合のみ）

- 設置済  設置予定
- ・ 常勤役員の設置状況

役職	氏名	住所	生年月日

※該当する項目にチェック。

※「設置済」にチェックした場合、常勤役員の役職・氏名・生年月日を表内に記載。

※「設置予定」にチェックした場合、法の施行日（平成31年4月1日施行）から3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置することが条件。

・ 現に常勤役員を設置していない場合は、常勤役員の設置に向けた方針等を枠内に記載。

### 14. その他の情報

例：地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価)、指名停止処分等の状況等

※「実践体制基礎評価」とは、林野庁補助事業「森林業ブランナー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施設(以下「提案型施設」という。)に取り組み林業事業体について、提案型施設を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。

15. 経理状況

(法人の場合)

- ・ 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満（債務超過）となっていない  該当無  該当有
- ・ 経常利益金額等（損失計算上の経営利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスの状態となっていない  分離開できる  分離開できない
- ・ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離することができる  分離開できる  分離開できない

※該当する項目にチェック。

※「該当有」にチェックした場合は、(4)に経営改善に向けた方針等を記載。

直近3年間の経理状況

(1)貸借対照表の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産			
流動資産			
固定資産			
繰延資産			
資産合計			
負債			
流動負債			
固定負債			
負債合計			
資本金			
資本剰余金			
資本準備金			
その他資本剰余金			
利益剰余金			
利益準備金			
その他利益剰余金			
自己株式			
評価・換算差額等			
純資産合計			
負債及び純資産合計			

(3)自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率	%	%	%
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

(個人の場合)

- ・ 直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていない  該当無  該当有
- ・ 直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとなっていない  分離開できる  分離開できない
- ・ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離することができる  分離開できる  分離開できない

※該当する項目にチェック。

※「該当有」にチェックした場合は、(4)に経営改善に向けた方針等を記載。

(2)損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

(4)経営の改善方針等（※債務超過等の場合のみ）

--

※債務超過等の場合にあっては、中小企業診断士等の意見を踏まえて、今後、健全な経営状態に回復するための改善方針等を記載。

(様式第2-1号)

**意欲と能力のある林業経営者公表決定通知書**

番 号  
年 月 日

(応募申請者) 様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった意欲と能力のある林業経営者の応募・公表について、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第7の(1)の規定に基づき、公表することを決定したので、通知します。

なお、公表の内容と方法、時期については、同要領第10の規定によるものとする。

(様式第2-2号)

意欲と能力のある林業経営者非公表決定通知書

番 号  
年 月 日

(応募申請者) 様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった意欲と能力のある林業経営者の応募・公表について、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第7の(3)の規定に基づき、通知します。

記

非公表の理由















(様式第 4 号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る推薦書

番 号  
年 月 日

佐賀県知事 様

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 9 の規定に基づき、下記の者を推薦します。

記

- 1 推薦する林業経営者名
- 2 推薦の理由

(注) 地域の森林・林業の情勢を踏また上で、適切な森林の経営・管理を進めていくために、当該林業経営者が担う役割などを具体的に記載すること。

(様式第5-1号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る変更申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで申請した内容について、変更したいので、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第12の(1)規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

2 変更の理由

(注) 変更後の様式第1-2号及び変更内容が確認できる資料を添付すること。

(様式第5-2号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る変更届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで申請した内容について、変更したいので、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第12の(1)規定に基づき、届出ます。

記

1 変更事項の内容

2 変更の理由

(注) 変更内容が確認できる資料を添付すること。

(様式第6-1号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る変更承認通知書

番 号  
年 月 日

(変更申請者) 様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった変更については、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第12の(2)規定に基づき、これを承認するとともに、公表内容を更新します。

(様式第6-2号)

意欲と能力のある林業経営者の公表に係る変更不承認通知書

番 号  
年 月 日

(変更申請者) 様

佐賀県知事

年 月 日付けで申請のあった変更については、意欲と能力のある林業経営者  
公募・公表要領第12の(3)の規定に基づき、通知します。

記

不承認の理由

(様式第7号)

実施状況報告書(〇年次)

年 月 日

佐賀県知事 様

商号又は名称

代表者氏名

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第13の規定に基づき、報告します。

(注) 別紙を添付すること。

(様式第7号の別紙)

## 1 実施状況

### (1) 素材生産及び造林事業等の進捗状況

区分			現状 (○年)	目標 (○年)	1年次 (○年)	2年次 (○年)	3年次 (○年)	4年次 (○年)	5年次 (○年)	進捗率 (○年次÷目標)	
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営								
			請負								
			計								
		材積 (m <sup>3</sup> )	直営								
			請負								
			計								
	間伐	生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	直営								
			請負								
			計								
		面積 (ha)	直営								
			請負								
			計								
材積 (m <sup>3</sup> )	直営										
	請負										
	計										
生産性 (m <sup>3</sup> /人日)	直営										
	請負										
	計										
造林事業	植付 (ha)	直営									
		請負									
		計									
	下刈 (ha)	直営									
		請負									
		計									
上記以外の 林業の事業量 (ha)	直営										
	請負										
	計										

※現状及び目標は、申請時(変更含む。)に記載した値を記載すること。

※進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

### (2) 生産管理の取組

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>
①作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>
②作業システムの改善	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>
③その他	( )			

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

### (3) 原木の安定供給・流通合理化等

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: )	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
②取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: )	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
③その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

### (4) 主伐後の再造林の確保

		申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①主伐及び主伐後の再造林 の一体的な実施体制	主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	有している □ 今後確保する	□ □	整備した □ 今後確保する	□ □
	連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: )	有している □ 今後確保する	□ □	整備した □ 今後確保する	□ □
②適切な更新	自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
	他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後確保する」又は「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

### (5) 造林・保育の省力化・低コスト化

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①伐採と造林の一貫作業システムの導入	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
②コンテナ苗の使用	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
③低密度植栽	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
④下刈りの省略	取り組んでいる □ 今後取り組む	□ □	取り組んだ □ 今後取り組む	□ □
⑤その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

### (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①経営者独自の行動規範の策定	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □
②所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体: )	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □
③県・市町行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: )	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □	策定・遵守済 □ 作成・遵守予定	□ □
④その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「作成・遵守予定」としていた場合にあっては、報告時における実施状況をチェックすること。

(7) 雇用管理の改善		申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①現場作業員の常用化	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
②現場作業職員への月給制の導入	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
③計画的な研修実施などの教育訓練の充実	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
④現場作業職員の社会保険及び退職金共済等への加入	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
⑤その他 ( )					

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合には、報告時における実施状況をチェックすること。

(8) 労働安全対策		申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①リスクアセスメント	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
②防護具等の着用の徹底	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
③作業現場の安全巡回	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
④労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
⑤現場作業職員等への安全衛生教育	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
⑥労災保険への加入(一人親方の特別加入を含む)	取り組んでいる	<input type="checkbox"/>	取り組んだ	<input type="checkbox"/>	
	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	今後取り組む	<input type="checkbox"/>	
⑦その他 ( )					

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合には、報告時における実施状況をチェックすること。

(9) 常勤役員の設置		申請時 (○年)		報告時 (○年)	
常勤役員の設置	設置済	<input type="checkbox"/>	設置した	<input type="checkbox"/>	
	設置予定	<input type="checkbox"/>	設定予定	<input type="checkbox"/>	

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「設置予定」とした場合には、報告時における実施状況をチェックすること。

(10) 経理状況		申請時 (○年)		報告時 (○年)	
法人	①直近事業年度の自己資本比率が0%未満(債務超過)となっていない	該当無	<input type="checkbox"/>	改善した	<input type="checkbox"/>
		該当有	<input type="checkbox"/>	改善予定	<input type="checkbox"/>
法人	②経常利益金額等が直近3年間に於いて全てマイナスとなっていない	該当無	<input type="checkbox"/>	改善した	<input type="checkbox"/>
		該当有	<input type="checkbox"/>	改善予定	<input type="checkbox"/>
個人	①直近事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていない	該当無	<input type="checkbox"/>	改善した	<input type="checkbox"/>
		該当有	<input type="checkbox"/>	改善予定	<input type="checkbox"/>
個人	②経直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとなっていない	該当無	<input type="checkbox"/>	改善した	<input type="checkbox"/>
		該当有	<input type="checkbox"/>	改善予定	<input type="checkbox"/>

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「該当有」とした場合には、報告時における実施状況をチェックすること。

## 2 実施状況の評価及び今後の課題と対応策

取組事項	実施状況の評価	今後の課題と対応策	改善措置 実施時期
①素材生産の生産量の増加又は生産性の向上			
②生産管理の取組			
③原木の安定供給・流通合理化等			
④主伐後の再生林の確保			
⑤造林・保育の省力化・低コスト化			
⑥伐採・造林に関する行動規範の策定等			
⑦雇用管理の改善			
⑧労働安全対策			
⑨常勤役員の設置			
⑩経理状況			

※「実施状況の評価」には、目標や取組等の実施状況を踏まえて評価を行うこと。

※「今後の課題と対応策」には、目標等に対する進捗が低調な場合又は今後取り組むとしていた時期に取り組みなかった場合等であって、その理由と今後の対応策（改善措置を含む）を具体的に記載すること。なお、進捗が低調な場合とは、素材生産量など数値的目標を掲げるものにあつては3年次に50%未満、5年次に70%未満とする。

※「改善措置実施時期」には、要領第15の改善措置を講じた場合にあつて、その時期（年度）を記載し、速やかに改善を図るものとする。

(様式第8号)

実施結果報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

商号又は名称  
代表者氏名

意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第14の規定に基づき、報告します。

(注) 別紙を添付すること。

(様式第 8 号の別紙)

## 1 実施結果

### (1) 素材生産及び造林事業等の達成状況

区分		現状 (○年)	目標 (○年)	5年次 (○年)	達成率 (目標÷5年次)		
素材 生産	主伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			計				
		材積 (m³)	直営				
			請負				
			計				
	生産性 (m³/人日)	直営					
		請負					
		計					
	間伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			計				
材積 (m³)		直営					
		請負					
		計					
生産性 (m³/人日)	直営						
	請負						
	計						
造林 事業	植付 (ha)	直営					
		請負					
		計					
	下刈 (ha)	直営					
		請負					
		計					
上記以外の 林業の事業量 (ha)	直営						
	請負						
	計						

※現状及び目標は、申請時(変更含む。)に記載した値を記載すること。

### (2) 生産管理の取組

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始 した時期	○年○月
①作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し				
②作業システムの改善				
③その他	( )			

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「取組を開始した時期」を記載すること。

### (3) 原木の安定供給・流通合理化等

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: )	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
②取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: )	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
③その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「取組を開始した時期」を記載すること。

### (4) 主伐後の再造林の確保

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制	主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	有している 今後確保する	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	実施体制を確保した時期 ○年○月
	連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: )	有している 今後確保する	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	実施体制を確保した時期 ○年○月
②適切な更新	自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期 ○年○月
	他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期 ○年○月

※申請時(変更含む。)に記載した内容をチェックした上で、「今後確保する」又は「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「実施体制を確保した時期」又は「取組を開始した時期」を記載すること。

### (5) 造林・保育の省力化・低コスト化

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①伐採と造林の一貫作業システムの導入	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
②コンテナ苗の使用	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
③低密度植栽	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
④下刈りの省略	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
⑤その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「取組を開始した時期」を記載すること。

### (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
①経営者独自の行動規範の策定	策定・遵守済 作成・遵守予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	策定・遵守した時期	○年○月
②所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体: )	策定・遵守済 作成・遵守予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	策定・遵守した時期	○年○月
③県・市町行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: )	策定・遵守済 作成・遵守予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	策定・遵守した時期	○年○月
④その他 [ ]				

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「作成・遵守予定」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「策定・遵守した時期」を記載すること。

**(7) 雇用管理の改善**

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
①現場作業員の常用化	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
②現場作業職員への月給制の導入	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
③計画的な研修実施などの教育訓練の充実	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
④現場作業職員の社会保険及び退職金共済等への加入	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
⑤その他 ( )				

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「取組を開始した時期」を記載すること。

**(8) 労働安全対策**

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
①リスクアセスメント	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
②防護具等の着用の徹底	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
③作業現場の安全巡回	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
④労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
⑤現場作業職員等への安全衛生教育	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
⑥労災保険への加入(一人親方の特別加入を含む)	取り組んでいる 今後取り組む	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	取組を開始した時期	○年○月
⑦その他 ( )				

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「今後取り組む」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「取組を開始した時期」を記載すること。

**(9) 常勤役員の設置**

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	設置済 設置予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	設置した時期	○年○月
常勤役員の設置	設置済 設置予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	設置した時期	○年○月

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「設置予定」とした場合にあっては、報告時(○年)欄に「常勤役員を設置した時期」を記載すること。

**(10) 経理状況**

	申請時 (○年)		報告時 (○年)	
	該当無 該当有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	改善した 改善予定	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
法人	①直近事業年度の自己資本比率が0%未満(債務超過)となっていない	該当無 該当有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	改善した 改善予定
	②経常利益金額等が直近3年間において全てマイナスとなっていない	該当無 該当有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	改善した 改善予定
個人	①直近事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていない	該当無 該当有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	改善した 改善予定
	②経直近3年間の所得税の納税状況が全てゼロとなっていない	該当無 該当有	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	改善した 改善予定

※申請時(変更含む。)に記載した内容にチェックした上で、「該当有」とした場合にあっては、報告時における実施結果を記載すること。

## 2 実施結果の評価及び今後の課題と対応策

取組事項	実施結果の評価	今後の課題と対応策	改善措置 実施時期
①素材生産の生産量の増加又は生産性の向上			
②生産管理の取組			
③原木の安定供給・流通合理化等			
④主伐後の再生林の確保			
⑤造林・保育の省力化・低コスト化			
⑥伐採・造林に関する行動規範の策定等			
⑦雇用管理の改善			
⑧労働安全対策			
⑨常勤役員の設置			
⑩経理状況			

※「実施結果の評価」には、目標や取組等の実施結果を踏まえて全体的な評価を行うこと。

※「今後の課題と対応策」には、申請時（変更含む。）に掲げた目標や取組等が達成できなかった場合にあつて、今後の課題と対応策を具体的に記載すること。

※「改善措置実施時期」には、要領第15の改善措置を講じた場合にあつて、その時期（年度）を記載すること。

(様式第9号)

意欲と能力のある林業経営者公表取消通知書

番 号  
年 月 日

(公表経営者) 様

佐賀県知事

次の理由により、意欲と能力のある林業経営者の公表を取り消したので通知します。

記

取消の理由